

院内掲示 (別紙)

令和6年6月1日現在

入院時食事療養費(65歳未満)、入院時生活療養費(65歳以上)の標準負担額

入院時食事療養(65歳未満)の標準負担額

一般(65歳未満)	標準負担額	
一般(下記以外)	490円	
	●(例外)指定難病患者等	280円
低所得者(住民税非課税)	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
低所得Ⅱ(※1)	●過去1年間の入院期間が90日以上	180円

※1 低所得者Ⅱ世帯税員が住民税非課税であるもの

入院時生活療養費(65歳以上)の標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者	入院時生活療養(I)を算定する医療機関	490円	370円
	②厚生労働大臣が定める者〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)低所得Ⅰ・Ⅱを除く〕		生活療養(I) 490円	370円
	③指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)		280円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ(※2)(⑤⑥に該当しない者)		230円	370円
	⑤低所得者Ⅱ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)〕	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
	⑥低所得者Ⅱ(指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		180円		
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)〕		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者(※3)			

※1 〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等〕とは療養病床入院基本料の算定患者であって医療区分3・2に該当する者。

※2 70歳未満の低所得者(住民税非課税/限度額適用区分「オ」)は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される。

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。